

2023年度 【初級】 実技試験課題

試験課題	身体介護業務			
	1	身じたくの介護	1	座位での上衣の着脱の介助
	2	移動の介護	1	仰臥位から側臥位の介助
	3		2	起居の介助
	4		3	車いすでの移動の介助
	安全衛生業務			
	5	事故防止・安全対策	1	リスク管理（事故対応） ※判断等試験
			2	車いすの点検
			感染対策	1

実技試験の開始から終了までの時間は**60分**としています。

1. 身じたくの介護「座位での上衣の着脱の介助」

- ※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。技能実習指導員は「評価項目」ごとに指示を出し（指示は柔軟に行っていただけます。）、その指示のもと受検者は行動します。
- ※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

	評価項目	評価基準
1	体調の確認	利用者に体調の確認を行い、技能実習指導員に報告している（利用者の特性に合わせコミュニケーションを取り、反応や表情等も見ている）
2	介助の説明と同意	これから行う介助について説明をして、同意を得て、その結果を技能実習指導員に報告している
3	衣類の選択	利用者に衣類を選んでもらっている
4	プライバシーへの配慮	スクリーンを使用する、扉やカーテンを閉める等、第三者から見えないようプライバシーに配慮している
5	安定し安楽な姿勢の保持	足底が床に着く、椅子に深く腰掛けている等利用者の座位が安定している
6	衣服の着脱（脱がせてから着せる）	健側から脱ぎ、患側から着るという順番で介助を行ってる 介助の中で行われる動作について、都度利用者に伝えている
7	衣服のしわやたるみの確認	衣服のしわやたるみを整えている
8	利用者への確認	利用者に着心地を確認している 介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や痛みがあった場合には技能実習指導員に報告している
9	報告	行った介助について技能実習指導員に報告している

2. 移動の介護「仰臥位から側臥位の介助」

※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。技能実習指導員は「評価項目」ごとに指示を出し（指示は柔軟に行っていただけます。）、その指示のもと受検者は行動します。

※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

	評価項目	評価基準
1	体調の確認	利用者に体調の確認を行い、技能実習指導員に報告している（利用者の特性に合わせコミュニケーションを取り、反応や表情等も見ている）
2	介助の説明と同意	これから行う介助について説明をして、同意を得て、その結果を技能実習指導員に報告している
3	体位変換	テコの原理等を活用できている 利用者の腕を小さくまとめている 介助の中で行われる動作について、都度利用者に伝えている
4	安定し安楽な姿勢の保持	利用者の腕を身体の下敷きにしていない 利用者の腰を引く、クッションやタオルを使用する等、安定し安楽な体位保持を行っている
5	利用者への確認	利用者に安楽な姿勢かどうか確認している 介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や痛みがあった場合には技能実習指導員に報告している
6	衣服やシーツのしわの確認	衣服やシーツのしわやたるみを整えている
7	報告	行った介助について技能実習指導員に報告している

3. 移動の介護「起居の介助」

- ※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。技能実習指導員は「評価項目」ごとに指示を出し（指示は柔軟に行っていただけます。）、その指示のもと受検者は行動します。
- ※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

	評価項目	評価基準
1	体調の確認	利用者に体調の確認を行い、技能実習指導員に報告している（利用者の特性に合わせコミュニケーションを取り、反応や表情等も見ている）
2	介助の説明と同意	これから行う介助について説明をして、同意を得て、その結果を技能実習指導員に報告している
3	起居の介助	上体が弧を描くように起こしている 利用者の膝を立てる、側臥位にする等無理のない介助が行えている 介助の中で行われる動作について、都度利用者に伝えている
4	安定し安楽な姿勢の保持	利用者がサイドレールを持つ、ベッドに手をつく等安定した端座位を保っている
5	利用者への確認	介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や痛みがあった場合には技能実習指導員に報告している
6	衣服のしわの確認	衣服のしわやたるみを整えている
7	報告	行った介助について技能実習指導員に報告している

4. 移動の介護「車いすでの移動の介助」

※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。技能実習指導員は「評価項目」ごとに指示を出し（指示は柔軟に行っていただけます。）、その指示のもと受検者は行動します。

※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

	評価項目	評価基準
1	体調の確認	利用者に体調の確認を行い、技能実習指導員に報告している（利用者の特性に合わせコミュニケーションを取り、反応や表情等も見ている）
2	介助の説明と同意	これから行う介助について説明をして、同意を得て、その結果を技能実習指導員に報告している
3	安全の確認	利用者の足がフットサポート（フットレスト）の上に乗っている 利用者の手や腕がアームサポート（アームレスト）や大腿部に置かれている（大車輪に巻き込まれないようにしている） 利用者が安定した姿勢を保っている
4	車いすでの移動の介助	車いすを動かす前や方向転換をするとき等、その都度利用者に状況を伝えている 利用者の身体や車いすが、壁や障害物等に接触せず安全に移動できている 車いすの停止後、車いすのブレーキをかけている（利用者に促してかけてもらうことも可）
5	利用者への確認	介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や痛みがあった場合には技能実習指導員に報告している
6	報告	行った介助について技能実習指導員に報告している

5. 安全衛生業務

- ※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。技能実習指導員は「評価項目」ごとに指示を出し（指示は柔軟に行っていただけます。）、その指示のもと受検者は行動します。
- ※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

事故防止・安全対策「リスク管理（事故時の対応）」※判断等試験

	評価項目	評価基準
1	事故時の対応	事故が起きたとき（発見したとき）の対応について説明ができる ※イラストを提示し、どのような対応をすべきか複数の項目の中から選択してもらう試験 ※技能実習指導員がそばにいない時に発見した（起こった）事故について、報告ができるかを確認するため、技能実習指導員からの指示は認めない

事故防止・安全対策「車いすの点検」

	評価項目	評価基準
1	車いすの点検 （事業者にある共有の車いすの点検）	事業所にある共有の車いすの点検ができる 1. 折りたたみの開閉のゆるみがないこと 2. タイヤの空気圧が十分であること 3. ブレーキが効くこと* 4. 背もたれが固定されていること 5. 座シートが固定されていること 6. 座シートに汚れがないこと 7. フットサポート（フットレスト）にゆるみがないこと 8. キャスターに不具合がないこと ※車いすを準備し、実際に点検を行う試験（技能実習指導員の指示可） ※上記点検項目を確認できる車いすを準備

*2019年度の評価基準は「介助ブレーキが効くこと」「駐車ブレーキが効くこと」としていましたが、現在は「ブレーキが効くこと」に変更になりました。介助ブレーキ、駐車ブレーキ問わず、ブレーキの効きを確認する基準となります。

- ※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。技能実習指導員は「評価項目」ごとに指示を出し（指示は柔軟に行っていただけます。）、その指示のもと受検者は行動します。
- ※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

感染防止「適切な手洗い」

	評価項目	評価基準
1	適切な手洗い	せっけんを泡立てて指や爪の間を洗えている
		せっけんを泡立てて手首まで洗えている
		流水でせっけんの泡がなくなるまで洗い流している
		ペーパーやタオル等でよく拭き取り乾燥させている